

ASSET (Advanced technologies promotion Subsidy
Scheme with Emission reduction Targets)

第 4 期 実施ルール

Ver.4.0 平成 27 年 4 月 27 日

環 境 省

目次

1. 本事業の概要	3
1.1 本事業の目的、特徴.....	3
1.2 実施ルールについて.....	3
1.3 本事業への参加方法.....	3
1.4 本事業のルール概要.....	4
1.5 情報の公表について.....	5
2. 参加単位	7
2.1 参加単位.....	7
2.2 事業場・工場の範囲.....	8
2.3 敷地境界を判断する時点及び敷地境界の変更.....	8
3. 排出量の算定	9
3.1 算定対象ガス・算定対象活動.....	9
3.2 排出源.....	9
3.3 算定対象範囲（バウンダリ）の確定.....	9
3.4 データのモニタリング.....	10
3.5 CO ₂ 排出量の算定・報告.....	11
4. 目標設定方法	12
4.1 基準年度排出量.....	12
4.2 排出削減目標量.....	12
5. 排出量の検証	13
5.1 概要.....	13
5.2 検証の受検及び検証機関の選択.....	13
6. 排出枠の初期割当量（JAA）の交付、取引及び償却	14
6.1 排出枠の交付及び登録簿.....	14
6.2 排出枠の取引・移転方法.....	15
6.3 排出枠償却義務を満たせない場合等の措置.....	16
7. 本事業に関する情報及び問い合わせ	18
7.1 本事業に関するウェブサイト.....	18
7.2 本事業に関する問い合わせ先.....	18

※本実施ルールにおける用語の定義は以下のとおり。

- 「交付要綱」 …… 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付要綱
- 「実施要領」 …… 先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業実施要領
- 「交付規程」 …… 交付要綱第14条の規定に基づき、補助事業者が間接補助金の交付の手続について定め、環境大臣の承認を受けた交付規程
- 「モニタリングガイドライン」 …… 実施要領第3の規定に基づき環境省が定めた「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.4.0」

1. 本事業の概要

1.1 本事業の目的、特徴

我が国の温室効果ガス排出量のうち、業務部門の排出量は増加率が 65.8%（基準年比）と一貫して増加傾向にあり、また、産業部門の排出量は、全部門に占める温室効果ガス排出量の割合が 34.6%（平成 24 年確定値）と最大となっている。我が国が低炭素社会を構築し、中長期的に温室効果ガスの大幅削減を行うためには、業務・産業両部門における既存ストックの更新等の対策による低炭素化が急務である。

先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減事業（Advanced technologies promotion Subsidy Scheme with Emission reduction Targets, ASSET 事業、以下「本事業」という）は、率先して先進的で高効率な低炭素機器の導入に取り組む先進的な事業者が、当該機器の導入等を加味した適切な排出削減目標を設定し、低炭素機器の導入と併せて事業所における運用改善の取組も行いつつ、本事業の参加者全体で排出枠の調整を行うことで、事業全体として確実な排出削減を担保し、以って業務・産業両部門における二酸化炭素排出量を効率的に大幅削減することを目的とする。

本事業は、以下の 3 つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するという特長を有する。

- ① 既存ストックの更新等に際して、事業者が導入すべき先進的で高効率な低炭素機器を見定め、それを効果的・効率的に導入することを支援する設備補助の実施
- ② ①において、削減目標量当たりの補助金額の小さい設備補助事業から採択（リバースオークション）することによる、費用対効果の最大化
- ③ 個々の削減目標量達成状況に応じて、目標保有者が相互に排出枠取引を行うことで、事業全体として確実な排出削減を担保

1.2 実施ルールについて

本実施ルールは、実施要領第 3 の規定に基づき、本事業における二酸化炭素（CO₂）排出量の算定、検証、排出枠取引等について定めるものである。実施ルールは、参加期（設備補助事業に関し、間接補助金の交付決定を受けた年度）ごとに策定され、今後、検討の深化や状況の変化に伴い、修正すべき合理的な理由がある場合には、適宜修正されることがある。

また、本実施ルールで参照する「モニタリングガイドライン」については本事業のウェブサイト（<http://www.asset.go.jp/>）を参照すること。

1.3 本事業への参加方法

本事業は、事業者の自主的な参加に基づくものである。本事業への参加を希望する事業者は、以下の 2 通りの方法により参加することができる。（以下①②を併せて「参加者」という。）

① 目標保有者

一定量の排出削減を約束する代わりに、CO₂ 排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交

付を受ける参加者（設備補助の採択事業者）。設備整備を行う事業場・工場等および設備の保有者が、目標保有者として参加する必要がある。これ以外に、ビルのテナント等で削減に協力することを望む事業者は、任意で参加することができる。

② 取引参加者

排出枠等の取引を目的として、ASSET システムに口座を設け、取引を行う参加者。取引参加者に対しては、補助金の交付及び排出枠の初期割当はない。

なお、①②ともに本邦法人とする。

1.4 本事業のルール概要

本事業への参加に伴い、目標保有者に適用されるルールの概要は、以下のとおりである。目標保有者として参加するための応募方法については、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）公募要領」を別途参照のこと。

(1) 基準年度（平成 24 年度～平成 26 年度）排出量の算定

目標保有者は、公募に際して基準年度である平成 24 年度～平成 26 年度の排出量を算定する。算定においては、本実施ルールで定める算定方法により排出量を求める。

(2) 基準年度排出量の検証

目標保有者は、平成 27 年 12 月までに、基準年度の排出量について、環境省の委託する検証機関の検証を受ける（詳細は、5. 参照）。検証費用は環境省が負担する予定。

(3) 補助対象設備の整備

目標保有者は、平成 27 年度（設備導入年度）において補助対象設備を整備する。

(4) 排出枠の初期割当量（JAA（Japan Allowance for ASSET））の交付

目標保有者に対しては、平成 28 年の 4 月以降に排出枠の初期割当量（JAA）が交付される。JAA の交付量は、以下のとおり（詳細は、6.1 参照）。

初期割当量：

「対象事業場・工場の基準年度排出量」－「平成 28 年度の排出削減目標量」

(5) 排出削減対策の実施

目標保有者は、平成 28 年度（削減目標年度）において、排出削減に取り組む。

(6) 平成 28 年度の排出量算定と検証

目標保有者は、平成 29 年 4 月以降に平成 28 年度の排出量を算定するとともに、平成 29 年 6 月頃に検証機関による検証を受ける。

(7) 環境省による承認手続

検証機関の検証を受けた算定結果は、環境省の承認を経て、確定される。

(8) 排出枠（JAA 及び jVER¹）の取引

初期割当量（JAA）に加え、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量に基づいて発行される jVER（以後、排出枠と呼ぶ）は、平成 28 年 4 月以降の初期割当量の交付以降、平成 29 年 11 月 30 日に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能である（詳細は、6.2 参照）。

(9) 排出枠の償却義務

目標保有者は、平成 29 年 11 月 30 日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた平成 28 年度の実排出量と同量の排出枠（JAA 及び jVER）を、ASSET システム上の償却口座に移転しなければならない（詳細は、6.2 参照）。償却には、初期割当量（JAA）に加えて、jVER も活用することができる（詳細は、6.2 参照）。

(10) 補助金返還の可能性

平成 28 年度の実排出量に対し、償却期限までに償却口座に移転した排出枠の量が足りない場合には、不足量に応じて、交付された補助金を返還しなければならない（詳細は、6.3 参照）。

(11) 平成 29 年度の排出量算定

本事業における初期割当量の交付及び排出枠の償却義務は平成 28 年度のみであるが、補助設備導入による CO2 削減の継続的な取組を促すことを目的として、平成 29 年度（調整・自主削減年度）においても排出量の算定及び環境省への報告が求められる。

なお、平成 29 年度については検証の受検は不要であり、削減目標も負わない。

1.5 情報の公表について

本事業においては、下記の情報に関しては原則として公表される。ただし、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等当該情報を公表しないことについて合理的な理由がある場合については、参加者の申請に基づき、環境省と参加者の間で公表の可否について柔軟に調整する。

<個別の目標保有者に関する情報>

- ・ 目標保有者名
- ・ 対象事業場・工場の所在地
- ・ 排出削減目標量

¹ jVER:「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」（平成二十二年経済産業省・環境省告示第三号）に基づく国内認証排出削減量を基に本事業用に発行される排出枠。詳細は 6.2 を参照。

- ・ 削減対策の内容
- ・ 参加事業場・工場の基準年度の平均排出量
- ・ 排出枠交付量
- ・ 排出量検証の結果
- ・ 排出枠償却義務の達成状況

<事業全体に関する情報>

- ・ 参加者数及びその分野
- ・ 排出削減目標量の合計
- ・ 目標保有者の基準年平均排出量の合計
- ・ 排出枠交付量の合計
- ・ 排出量検証の全体状況
- ・ 排出枠償却義務達成の全体状況
- ・ 取引件数、取引価格

2. 参加単位

2.1 参加単位

参加単位は、事業場又は工場とする。事業場・工場とは同一敷地内に存在する建物及びそれらに付属の工作物とする。本事業においては基準年度の排出量を算定・検証する必要があるため、新設建物等、基準年度排出量の算定・検証を行うことのできない建物は参加できない。

また、本事業においては複数の事業場・工場をまとめて（上限なし）グループとして参加することも認められる。また、1企業がグループとして参加する場合、当該企業に属する事業場・工場を全て対象とする必要はなく、対象事業場・工場を任意で選択して良い。

原則として同一法人の事業場・工場によって構成されるグループのみ参加でき、対象となる事業場・工場でのエネルギー・CO₂ 排出量管理が統一的に実施されていることが前提となる。また、対象となる事業場・工場を統括する算定責任者が任命されており、当該算定責任者が対象事業場・工場のモニタリング方法に精通していることが求められる。

（グループ参加の主な例）

- ・ 本社および複数の事業場・工場から構成される企業が1グループとして参加する。
 - ・ スーパーやフランチャイズチェーンの複数サイトが参加する。
- なお、グループ参加する場合、補助対象設備導入のない事業場・工場がグループ内に含まれていてもよい。

※「建物」について

「建物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）上の建築物を指し、一つの建物の範囲は原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲とする。

ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲にかかわらず、建物の不動産登記簿に示される次の範囲により、一つの建物の範囲を定めることができる。

- ・ 区分所有建物以外の建物
 - 主たる建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲
- ・ 区分所有建物
 - 区分所有建物の一棟の建物の表示の建物の範囲

一つの建物に複数の事業者が存在している場合についても、原則として建物全体を一単位とする。ただし、住宅用途部分、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所については除外する。

※コンビナート等の扱い

コンビナートなど、同一区画内で複数の法人が事業を行っているケースで、エネルギー管理が一体として行われており、法人毎のエネルギー消費量が把握できない場合には、エネルギー

管理が一体として行われている範囲を一つの工場としてとらえる。

2.2 事業場・工場の範囲

事業場・工場の範囲は、工場立地法届出や建築基準法届出等の公的書類に示された敷地図を用いて識別する。敷地境界の識別に関する詳細な説明は、「モニタリングガイドライン」3.2を参照すること。

2.3 敷地境界を判断する時点及び敷地境界の変更

基準年度期間中及び削減目標年度期間中において、法人の合併・分割又は事業場・工場や設備の買収・売却等によって敷地境界に変更があった場合には、本事業における敷地境界も変更し、算定対象範囲（バウンダリ）も敷地境界に併せて変更し、排出量の算定を行う（例えば、基準年度排出量の算定において、平成25年8月1日に敷地境界を変更した場合には、平成24年4月～平成25年7月末の期間では変更前の敷地境界で排出量を算定し、平成25年8月～平成27年3月末の期間は変更後の敷地境界で排出量を算定する）。

敷地境界の変更に関する詳細な説明は、「モニタリングガイドライン」3.2.2を参照すること。

3. 排出量の算定

3.1 算定対象ガス・算定対象活動

本事業において算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)のみとする。

算定対象活動は以下の通り。算定対象から除外される活動等に関する詳細は、「モニタリングガイドライン」3.3.2を参照すること。

表 1 算定対象活動

種類	活動内容
燃料の使用に伴う CO ₂ 排出	化石燃料の使用（構内車両における排出も含む）
電気・熱の使用に伴う CO ₂ 排出	算定対象範囲（バウンダリ）外より供給された電気・熱の使用
廃棄物の焼却・使用等に伴う CO ₂ 排出	廃棄物の燃料用途での焼却、製品の製造用途への使用、廃棄物燃料の使用に伴う CO ₂ 排出量の算定
工業プロセスに伴う CO ₂ 排出	セメントの製造、生石灰の製造、石灰石及びドロマイトの使用、アンモニアの製造、各種化学製品の製造、アセチレン・ドライアイス／液化炭酸ガス・噴霧器の使用

※ 廃棄物を燃料用途として使用せず、単純焼却する場合は算定対象外とする。

なお、焼却時に補助燃料として化石燃料を使用している場合、当該補助燃料としての化石燃料の使用に伴う CO₂ 排出については、通常の燃料の使用に伴う CO₂ 排出と同様に、算定対象とする。

3.2 排出源

排出源とは、敷地境界内の建物内にある算定対象活動（表 1）を行う受電設備や、ボイラなどの設備を指す。排出源は設備単位ごとに把握する必要があるが、算定対象範囲（バウンダリ）外から供給された電気・熱の使用に伴う CO₂ 排出については、取引メータ等を一つの排出源と見なす。

※ 排出源の特定方法や少量排出源の基準に関する解説は、「モニタリングガイドライン」3.4を参照すること。

3.3 算定対象範囲（バウンダリ）の確定

算定対象範囲（バウンダリ）とは、自らの排出量として算定を行う範囲を指す。

対象となる事業場及び工場の敷地境界内にある排出源で、自社が設備設置権限を有しない設備（テナントのガス利用機器等）を除いたものをバウンダリと呼ぶ。事業場・工場とは同一敷地内に存在する建物及びそれらに付随する工作物とする。

※「建物」について

「建物」とは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の建築物を指し、一つの建物の範囲は原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲とする。

ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲にかかわらず、建物の不動産登記簿に示される次の範囲により、一つの建物の範囲を定めることができる。

- ・ 区分所有建物以外の建物
 - 主たる建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲
- ・ 区分所有建物
 - 区分所有建物の一棟の建物の表示の建物の範囲

一つの建物に複数の事業者が存在している場合についても、原則として建物全体を一単位とする。ただし、住宅用途部分、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所については除外する。

※ 算定対象範囲（バウンダリ）に関する解説は「モニタリングガイドライン」3.5 を参照すること。

3.4 データのモニタリング

(1) データのモニタリング方法

事業場・工場における排出量の算定は、原則として次式で算定されるため、下式の各項（活動量、単位発熱量、排出係数）をそれぞれ適切な方法で把握（モニタリング）する必要がある。

$$\begin{aligned} < \text{燃料の燃焼} > & \quad \text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{活動量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \\ < \text{そ の 他} > & \quad \text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \end{aligned}$$

本事業では、購買データによるモニタリングを推奨する。外部への供給等があり購買データによるモニタリングが困難な場合や、設備に設置し精度管理された計量器によるエネルギー使用量データによるエネルギー管理システムが既に構築されている場合などにおいては、実測によるモニタリングが認められる。

※ モニタリング方法に関しては、「モニタリングガイドライン」4 章を参照すること。

(2) モニタリング体制の構築

目標保有者は、排出量を正確に算出するための適切なモニタリング体制、算定体制を整備することが求められる。体制の構築においては、独自のデータ収集・把握方法を確立すると共に、モニタリング管理責任者ならびに担当者を任命することが必要である。

※ モニタリング体制の構築に関する解説は「モニタリングガイドライン」4.4.1 を参照すること。

(3) 品質保証 (QA)・品質管理 (QC)

CO₂ 排出量の把握に当たっては、排出量を計算するために使用するデータ (活動量、単位発熱量、排出係数等) を正確に把握することが重要である。このため、データの品質を保証する仕組みを構築する必要がある。基本的には、個々のデータチェックと体制の整備の二つのアプローチを実施することでデータの品質向上が期待される。一般的に、前者を品質保証 (Quality Assurance, : QA)、後者を品質管理 (Quality Control : QC) と呼ぶ。

※ 品質保証 (QA)・品質管理 (QC) に関する解説は「モニタリングガイドライン」4.4.2 を参照すること。

3.5 CO₂ 排出量の算定・報告

(1) CO₂ 排出量の算定

CO₂ 排出量の算定は、3.4 に沿ってモニタリングしたデータを用い、原則として以下の式で算定する。

$$\begin{array}{ll} \text{＜燃料の燃焼＞} & \text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{活動量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \\ \text{＜そ の 他＞} & \text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \end{array}$$

※ CO₂ 排出量の算定に関する解説は「モニタリングガイドライン」5 章を参照し、各活動の「(2) 算定方法」に示される算定式に沿って CO₂ 排出量を算定する。

(2) 算定単位

活動量はモニタリングポイントごとに年間活動量の合計値をそれぞれの活動量単位で小数点以下切り捨てとし、整数値で記入しなければならない。また、CO₂ 排出量はモニタリングポイントごとに上記の式で算定し、1t-CO₂ 未満を切り捨てずに合計する。事業所全体の合計値は 1t-CO₂ 未満を切り捨てとし、整数値で報告しなければならない。

(3) CO₂ 排出量の報告

目標保有者は、算定した自らの CO₂ 排出量を、所定の様式 (算定報告書) により環境省へ提出する必要がある。提出は、環境大臣が管理する電子的な登録簿 (ASSET システム) を通じて行う。

算定報告書には、モニタリング方法、活動量、算定方法に従い算定した CO₂ 排出量の合計値と併せて、目標保有者の概要や設備の状況等を記述することとなっている。

なお、算定報告書の提出は算定責任者が行うこと。

4. 目標設定方法

4.1 基準年度排出量

基準年度排出量は、原則として平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 3 年間の平均値である。

基準年度排出量については、公募時書類及び算定報告書の様式に従い平成 24～平成 26 年度の排出量を環境省に報告する。その後、平成 27 年 12 月までに、環境省が委託する検証機関による検証を受ける必要がある。検証は 3 年間分の排出量のそれぞれについて行い、各年度の値の平均値（小数点以下は切り捨て）をもって基準年度排出量とする。

既に環境報告書等で事業場・工場の温室効果ガス排出量を算定し、第三者認証を受けているような場合でも、排出係数や算定対象範囲（バウンダリ）等が本事業と異なる可能性があるため、改めて算定して検証を受けることが必要となる。

4.2 排出削減目標量

目標保有者は、申請時に申請書の様式に従い、「排出削減目標量」を環境省に登録する。なお、一度登録した申請書記載の排出削減目標量は、検証を経て基準年度排出量確定値に変動があった場合を含めて、以後変更することはできない。

平成 28 年度の CO₂ 排出削減目標量は、同年度の燃料別の使用量予測、補助対象設備による削減効果等から 平成 28 年度の CO₂ 排出量を予測し、基準年度排出量との差を求めることにより算定する。

5. 排出量の検証

5.1 概要

目標保有者は本「実施ルール」及び「モニタリングガイドライン」に従って排出量を算定し、算定報告書を環境省へ提出することが求められるが、当該算定結果の信頼性を担保するために、目標保有者から独立した第三者検証機関による検証が実施される（実施要領第3（2）①、同第3（4）①）。事業者は要求された情報の提示、現地訪問への対応等を行う必要がある。

検証機関は、算定報告書の信頼性を確かめるために、検証の過程で様々な証拠（エビデンス）を入手する必要がある。検証機関には、目標保有者と十分な意思疎通を図り、検証を円滑に行うことが求められる。特に、基準年度検証においては、事業者のモニタリング体制/算定体制の整備状況を評価することを通じて、マネジメントシステムの改善も期待される。

5.2 検証の受検及び検証機関の選択

目標保有者は、基準年度排出量及び削減目標年度の排出量の算定結果について、環境省が指定する第三者機関（検証機関）による検証を受ける必要がある。基準年度排出量及び削減目標年度の排出量は、検証機関による検証等及び妥当性確認を経、当該「算定報告書」を環境省が承認することによって確定する。

- ① 基準年度排出量 …間接補助金の交付決定以降、平成27年12月末までに検証を受ける。
- ② 削減目標年度（平成28年度）の排出量 …平成29年6月頃に検証を受ける。

※ 検証手順や事業者に求められる事項に関する解説は「モニタリングガイドライン」6章を参照すること。

6. 排出枠の初期割当量（JAA）の交付、取引及び償却

6.1 排出枠の交付及び登録簿

(1) 排出枠の初期割当量（JAA）の交付

本事業において、環境省は、目標保有者に対し、二酸化炭素が有する温室効果に換算した1トン単位として排出枠（JAA, Japan Allowance for Asset）を交付する。

目標保有者に交付される排出枠（JAA）の初期割当量は、以下の計算式によるものであり、削減目標年度である平成28年度の4月以降に交付される。ただし、それまでに基準年度排出量の検証を終えていることが前提である。

$$\text{JAA 交付量 (t-CO}_2\text{)} = \text{環境省の承認により確定した基準年度排出量 (t-CO}_2\text{)} \\ - \text{平成28年度のCO}_2\text{ 排出削減目標量 (t-CO}_2\text{)}$$

本事業では、JAAに加えて、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を基に環境省が発行する「jVER」も利用可能であり、本実施ルールでは、JAAとjVERを「排出枠」と総称する。

国内認証排出削減量とは、以下のいずれかに該当する量である。

- ・ 国内クレジット制度において認証された温室効果ガスの量
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）制度において認証された温室効果ガスの量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された二酸化炭素の量
- ・ J-クレジット制度において認証された温室効果ガスの量

(2) 登録簿

① 口座の種類

本事業における排出枠の発行、保有、移転、償却等は、環境大臣が管理する電子的な登録簿（ASSETシステム）により記録することにより行う。

ASSETシステムには、以下の5種類の口座が設けられる。

- ・ 遵守口座（目標保有者が排出枠を保有するための口座）
- ・ 取引口座（取引参加者及び償却を終えた目標保有者が引き続き排出枠を保有するための口座）
- ・ 償却口座（排出枠提出義務を果たすため排出枠を償却するための口座）
- ・ 取消口座（自主的に排出枠を失効させるための口座）
- ・ オフセット用取消口座：JAAを利用したカーボン・オフセットを行うことを目的として自主的に排出枠を失効させるための口座

口座の開設は、目標保有者が環境省に口座開設申請をすることにより行う。申請方法や口座開設後の ASSET システムの利用方法については、専用ウェブサイト (<http://www.asset.go.jp/>) に掲載予定のマニュアルを参照すること。

目標保有者に対する排出枠（初期割当量）の交付は、当該目標保有者の遵守口座に排出枠を発行することにより行う。

② 口座名義

口座は参加事業場・工場毎に開設される。同一法人が複数の事業場・工場において目標保有者として参加している場合（グループ参加ではなく、別の目標保有者として参加している場合）には、それぞれの事業場・工場毎に口座を開設する（グループ参加の場合は、口座は一つにまとめる）。

6.2 排出枠の取引・移転方法

(1) 取引対象

本事業においては、ASSET システムを用いて、上記の JAA 及び jVER、を参加者間で取引することができる。

なお、本事業において国内認証排出削減量を自己の目標遵守や取引に利用するためには、参加者は当該国内認証排出削減量の排出量調整無効化²が完了したことを証明する書類を環境省へ提出するとともに、jVER の発行を環境省に申請する必要がある。排出量調整無効化が確認された後、ASSET システムの口座に、同量の jVER が発行される。

JAA と jVER の排出枠の単位は t-CO₂ とし、等価取引できる。

※東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」の参加事業所について

東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」の参加事業所（都/県内中小事業所や都/県外大規模事業所による参加を含む）も本事業への参加は可能であるが、ASSET 事業内での排出枠（JAA）の売却は認められない。また、本事業の実施ルール、ASSET モニタリングガイドラインに沿った排出量の算定及び検証受検が必要となる。

(2) 取引方法

排出枠の取引は参加者間の責任において自由に行うことができる。仲介業者（取引参加者）を介する取引も、同様に当事者間の責任において行うことができる。

(3) 移転

目標保有者間の排出枠の取引については、原則として当事者間の売買契約内容に基づくものとする。

² 排出量調整無効化：他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすること。

(4) 移転期間

本事業においては、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日を削減目標年度、平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日を調整期間と呼び、両期間を併せて移転期間と見なす。参加者は移転期間内に移転を行うことにより、排出枠保有量の調整を行うことができる。

目標保有者の口座に排出枠（JAA）が発行され次第、移転を行うことが可能になる。また、排出枠の移転は平成 29 年 11 月 30 日に予定されている目標保有者の償却期限前まで自由に行うことができる。

(5) 移転単位

排出枠は 1t-CO₂ 単位で移転をすることができる。

(6) コミットメントリザーブ

事業本来の目的である目標保有者における温室効果ガスの削減を確実に進めるため、目標保有者は、平成 28 年 4 月以降に排出枠が交付されてから償却達成前までの間、常に、「初期割当量－償却済排出枠量－排出削減目標量」分の排出枠を自己の口座に保有しなければならない。なお償却達成後は、コミットメントリザーブは解除される。

(7) 償却

目標保有者は、調整期間である平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日に予定されている償却期限までに、検証機関の検証を経た平成 28 年度 CO₂ 排出量と少なくとも同量相当の排出枠を、自己の口座から償却口座に移転（償却）しなければならない。

償却には、以下のクレジットを用いることができる。

- ・ 目標保有者に対し交付される初期割当量「JAA」（Japan Allowance Asset）
- ・ 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」（平成二十二年経済産業省・環境省告示第三号）に基づく国内認証排出削減量を基に環境省が発行する「jVER」。

(8) 余剰排出枠の扱い

償却期限後に、各参加者の口座に排出枠が残っている場合は、当該償却期限の年度の翌年度を削減目標年度とする本事業（「次期事業」という。）への当該排出枠（余剰排出枠）の繰り越し（バンキング）が認められ、次期事業の中においても取引等が可能である。バンキングは、償却期限後のバンキング申請期間内に ASSET システムでバンキング申請を行うことで申請できる。バンキングを申請しなかった場合は、バンキング申請期間後に口座が閉鎖され排出枠の取引等はできなくなる。なお、口座が閉鎖された場合であっても、目標保有者は排出量の実績確認や調整・自主削減年度の排出量報告のために引き続き ASSET システムを利用できる。

6.3 排出枠償却義務を満たせない場合等の措置

排出枠償却義務を満たせない場合等については、義務未達の量等に応じて、実施要領第 3（4）

⑥及び補助事業者（執行団体）の定める交付規程に基づき、交付された補助金を返還しなければならない。

7. 本事業に関する情報及び問い合わせ

7.1 本事業に関するウェブサイト

本事業用にウェブサイトを開設 (<http://www.asset.go.jp/>) し、以下の情報を掲載しているので、適宜参照すること。

- ・実施ルールなど、本事業に関する基本的な情報
- ・設備補助の公募要領など、設備補助に関する情報
- ・本事業や設備補助に関する各種申請・報告等の様式のダウンロード
- ・Q & A
- ・本事業に関する質問フォーム
- ・ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.4.0

7.2 本事業に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は、以下のとおり。

○公募に関する問い合わせ

一般社団法人温室効果ガス審査協会（ASSET 事業運営センター）

E-mail : asset@gaj.or.jp

TEL : 03-6261-4381

○排出量の算定・検証に関する問い合わせ

(株)三菱総合研究所

E-mail : asset-sec@mri.co.jp

○その他事業全般に関する問い合わせ

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室（ASSET 事業担当）

E-mail : ASSET@env.go.jp

TEL:03-5521-8354